

土地改良区の設立手続及び審査等の要領について（平成28年4月1日付け27農振第2369号農林水産省農村振興局長通知）一部改正新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改正後	現行（最終改正：平成29年9月25日付け29農振第1301号農林水産省農村振興局長通知）
<p>別紙</p> <p>第1 土地改良区の設立手続及び審査</p> <p>2 準備手続（法第5条）</p> <p>(1)～(6)（略）</p> <p>(7) 土地改良区の地区となるべき地域内の土地についての権利関係の調査 ア（略）</p> <p>イ 調査の方法は次によるものとする。</p> <p>(ア)（略）</p> <p>(イ) 所有権以外の権原に基づき使用及び収益する者並びにその権原の種類については、申請人が直接調査を行うほか農業委員会に依頼して調査を行い確実に期するものとする。</p> <p>この場合において、農用地について耕作又は養畜の業務を営む者（以下「耕作者等」という。）が法第3条第3項の一時的耕作者等であるか否か不明のときは、農業委員会と連絡をとり、その点を明確にした上で権利者を記載する。</p> <p>なお、耕作又は養畜の業務に供するため農地法施行令（昭和27年政令第445号）第30条第1項の規定による貸付けがあった土地については国有財産有償貸付契約書又は農業委員会にある国有財産有償貸付契約書の写しにより、また、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第8条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた農地法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第285号）第1条の規定による改正前の農地法施行令第15条第1項第1号の規定による貸付けがあった土地については貸付通知書又は都道府県若しくは農業委員会にある貸付通知書の写しによる。</p> <p>(ウ)（略）</p> <p>(8)・(9)（略）</p>	<p>別紙</p> <p>第1 土地改良区の設立手続及び審査</p> <p>2 準備手続（法第5条）</p> <p>(1)～(6)（略）</p> <p>(7) 土地改良区の地区となるべき地域内の土地についての権利関係の調査 ア（略）</p> <p>イ 調査の方法は次によるものとする。</p> <p>(ア)（略）</p> <p>(イ) 所有権以外の権原に基づき使用及び収益する者並びにその権原の種類については、申請人が直接調査を行うほか農業委員会に依頼して調査を行い確実に期するものとする。</p> <p>この場合において、農用地について耕作又は養畜の業務を営む者（以下「耕作者等」という。）が法第3条第3項の一時的耕作者等であるか否か不明のときは、農業委員会と連絡をとり、その点を明確にした上で権利者を記載する。</p> <p>なお、耕作又は養畜の業務に供するため農地法施行令（昭和27年政令第445号）<u>第28条第1項</u>の規定による貸付けがあった土地については国有財産有償貸付契約書又は農業委員会にある国有財産有償貸付契約書の写しにより、また、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第8条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた農地法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第285号）第1条の規定による改正前の農地法施行令第15条第1項第1号の規定による貸付けがあった土地については貸付通知書又は都道府県若しくは農業委員会にある貸付通知書の写しによる。</p> <p>(ウ)（略）</p> <p>(8)・(9)（略）</p>

5 3条資格者の確定（法第5条）

(1)・(2)（略）

(3) 3条資格者の確認と権利関係調査簿の整理

3条資格者の確定に伴い、次により確認の上、権利関係調査簿の整理をするものとする。

ア（略）

イ 令第1条の3第3項、第1条の4第2項(第1条の5において準用する場合を含む。)、第1条の6又は第1条の7の規定により、農業委員会が公告したときは、申請人はこの公告に基づき権利関係調査簿を整理する。

ウ～オ（略）

(4)（略）

5 3条資格者の確定（法第5条）

(1)・(2)（略）

(3) 3条資格者の確認と権利関係調査簿の整理

3条資格者の確定に伴い、次により確認の上、権利関係調査簿の整理をするものとする。

ア（略）

イ 令第1条の3第3項、第1条の4第2項(第1条の5においてそれぞれ準用する場合を含む。)、第1条の6又は第1条の7の規定により、農業委員会が公告したときは、申請人はこの公告に基づき権利関係調査簿を整理する。

ウ～オ（略）

(4)（略）